

第188回

杉並区都市計画審議会議事録

令和元年(2019年)8月8日(木)

| | | |
|-----|------------|--|
| | | 第188回杉並区都市計画審議会 |
| 日 時 | | 令和元年(2019)年8月8日(木)午前10時00分～午前11時30分 |
| 出席者 | 委員 | [学 識 経 験 者] 中井・村上・河島・関口 [区 民] 堤・渡辺・木下・大川・山田・寺島 [区 議 会 議 員] 矢口・山田・小林・けしば・脇坂 [関係行政機関] 竹内・北林 |
| | 説明員 (区) | [区 民 生 活 部] 産業振興センター事業担当課長 [都 市 整 備 部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・都市企画担当課長 住宅課長・建築課長 市街地整備課長・拠点整備担当課長・ 土木管理課長・鉄道立体担当課長 土木計画課長・用地調整担当副参事・ 特命事項担当副参事・狭あい道路整備課長・ みどり公園課長・特命事項担当副参事・みどり施策担当課長 杉並土木事務所長 [環 境 部] 環境部長・環境課長 |
| 傍聴 | 申 請 | 15名 |
| | 結 果 | 15名 |

| | |
|------|--|
| 配布資料 | <p><郵送分> ◎配付資料一覧 ◎次第 ◎議案資料</p> <p>[議案]</p> <p>議案 1 東京都市計画道路の変更について (案) [東京都決定] 都市高速道路第 4 号線 都市高速道路第 4 号線分岐線 都市高速道路第 6 号線</p> <p>資料 1 概要 (都市計画変更素案について) 資料 2 意見書、今後の予定</p> <p>議案 2 東京都市計画公園の変更について (案) [杉並区決定] 杉並第 2・2・49 号 下井草三丁目公園</p> <p>資料 1 当該地の概要、手続きの概要 資料 2 杉並区の主な都市計画公園・緑地 資料 3 杉並区都市計画公園・緑地総括表 資料 4 杉並第 2・2・49 号下井草三丁目公園 現況写真 資料 5 周辺の区立公園・緑地等配置図</p> <p>[報告事項]</p> <p>報告 1 阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりの取組状況について 資料 1 (仮称) 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画素案等説明会の実施状況について 資料 2 今後のスケジュール 参考資料 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画 (素案) の概要 参考資料 阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりだより No.10</p> <p>報告 2 上井草駅周辺のまちづくりについて 資料 1 上井房駅周辺道路・交通施設整備計画 資料 2 上井房駅周辺道路・交通施設整備計画【概要版】 資料 3 上井草駅周辺の駅前広場等について (杉並区画街路第 3 号線)、(鉄道附属街路第 10 号線・第 11 号線)</p> |
|------|--|

第188回杉並区都市計画審議会

- 管理課長 おはようございます。それでは、定刻になりましたので審議会の開催をお願いします。
ます。
- 初めに会議の成立についてご報告いたします。本日は金子委員、山本委員、大槻委員、大原委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。都市計画審議会委員 21 名のうち現在 17 名の委員が出席されていますので、第188回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。
- 続きまして、会長より開会宣言をお願いいたします。
- 会長 それでは、ただいまから第188回杉並区都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ちまして、事務局から報告等がございましたらお願いいたします。
- 管理課長 それでは、私から委員の委嘱につきましてご報告いたします。
- 本日は、区議会議員の委員のうち7名を杉並区議会議長からご推薦いただき、新たに委嘱させていただきました。なお、委嘱状につきましては時間の関係上席上配付といたしますので、ご了承いただきたく存じます。
- それでは、本日新たに委嘱する委員をご紹介します。矢口やすゆき委員です。
- 委員 よろしく申し上げます。
- 管理課長 山田耕平委員です。
- 委員 よろしく申し上げます。
- 管理課長 小林ゆみ委員です。
- 委員 よろしく申し上げます。
- 管理課長 山本あけみ委員は本日欠席となっております。
- けしば誠一委員です。
- 委員 よろしく申し上げます。
- 管理課長 大槻城一委員も本日欠席でございます。
- 脇坂たつや委員です。
- 委員 お願いします。
- 管理課長 以上7名です。皆様、どうぞよろしく申し上げます。なお、新たに委嘱いたしました委員の方々には当審議会幹事及び説明員の名簿を席上配付いたしましたので、ご確認ください。
- 続きまして、委員の委嘱がありましたので、都市計画審議会運営規則第4条

に基づく議席の決定を会長にお願いしたいと存じます。

会長 議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

会長 ありがとうございます。それでは、現在お座りの席を議席とさせていただきます。

管理課長 ありがとうございます。ただいま、会長より新しい議席をお決めいただきましたので、新しい議席表を配付いたします。

(議席表配付)

管理課長 引き続きまして、本日の署名委員をご指名願います。

会長 それでは、本日の会議記録の署名委員として矢口委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

本日、傍聴の状況はどうなっておりますか。

管理課長 本日は、11名が傍聴申請をされまして、ただいま傍聴席についておられます。

なお、本日傍聴人から写真撮影の許可の願いが出されています。

会長 それでは、ただいま事務局から報告がありました写真撮影についての許可はいかがですか。これまでも、記録目的の写真撮影は許可しています。許可ということではよろしいですか。

(「異議なし」の声)

会長 それでは、写真撮影を許可するものといたします。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は、審議事項2件と報告案件が2件でございます。

審議案件1件目は、東京都市計画道路（都市高速道路第4号線・都市高速道路第4号線分岐線・都市高速道路第6号線）の変更（案）について〔東京都決定〕。

2件目は、東京都市計画公園の変更について一杉並第2・2・49号下井草三丁目公園一〔杉並区決定〕。

報告案件は、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりの取り組み状況について」。

「上井草駅周辺のまちづくりについて」の2件でございます。

資料はあらかじめお送りしていますが、お手元でございますでしょうか。

会長 よろしいですか。

それでは、議事に入りたいと思います。審議案件1件目「東京都市計画道路（都市高速道路第4号線・都市高速道路第4号線分岐線・都市高速道路第6号

線)の変更(案)について」。こちらは東京都決定でございますが、説明をお願いいたします。

都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 私からは議案1、東京都市計画道路(都市高速道路第4号線・都市高速道路第4号線分岐線・都市高速道路第6号線)の変更についてご説明申し上げます。初めに、お手元の資料の確認をしたいと思います。

議案1「東京都市計画道路の変更について」でございます。理由書、計画書など表紙のほか32ページです。

次に、参考資料をご準備ください。表紙のほか6ページです。

資料はよろしいですか。それでは、ご説明いたします。

本議案は、東京都が決定する案件ですが、東京都から都市計画法第18条1項に基づく区長への意見照会が令和元年4月22日付でございましたので、ご審議いただくものでございます。本議案は後ほどご説明いたしますが、概略についてご説明いたします。

参考資料をご用意ください。1ページ、今回の都市計画変更にかかわる部分をあらわした航空写真です。現在、日本橋川周辺の都市高速道路第4号線などは日本橋川の上を通り、構造はかさ上げ式となっております。なお、かさ上げ式とは地表面から高い位置に橋梁などで構築する形式でございます。

このたび、この区間において構造物の更新時期やまちづくりの機運などの高まりを契機とし、立体都市計画制度を活用するなど、日本橋上部にある都市高速道路第4号線などを地下構造とする都市計画に変更するものです。

杉並区内におきましては構造の変更などはございませんが、平成10年の都市計画法施行令の改正により都市計画道路の決定及び変更に際しては、第4号線については昭和34年の都市計画設定の際に決定されていなかった車線数をこの変更に基づいて起点から終点まで定められるものとしています。したがって本審議会でご審議いただきますのは、杉並区内につきましては車線数を4車線として決定するものでございます。

表題には都市計画変更素案と記されていますが、今回の審議いただく内容につきましては同じ内容ですので、この資料にてご説明したいと思います。

2ページ「地下化の背景と目的」「これまでの経緯」、最下段には今回地下構造変更区間が記載されています。

4ページ、今回の都市計画変更の概略図です。上段の変更前平面図ですが、

黄色で示されているものは変更対象区間で、現在は主にかさ上げ式の道路となっています。

中段は、主に地下化を伴う変更後の平面図です。赤で記載されている部分が都市計画変更区間です。そして、斜線で記載されている部分が立体都市計画を定める範囲です。

下段の図は縦断図です。また、地下化の構造形式と立体都市計画の対象区域も縦断図と対照しています。

構造の変更案についてご説明申し上げます。変更前平面図、左上にあります鎌倉橋、神田橋ジャンクションと記載されている部分から南に向かい、呉服橋付近までの都市計画道路第4号線を変更区間①としています。

中段の変更区間①においては幅員変更などがありますが、おおむね同じ位置で八重洲線につなげます。

変更区間②は都市高速道路第4号線分岐線を示しています。

上段、変更前平面図においては第4号線に同じく鎌倉橋、神田橋ジャンクションから日本橋川上部を東へ向かい、江戸橋ジャンクションまでの都市高速道路第4号線分岐線を変更区間②としています。

一方、変更後平面図においては分岐部を一石橋付近とし、図に示されている地下をめぐりながら都市高速道路第6号線の鎧橋付近で合流するものとなっています。

次に、変更前平面図にあります変更区間③は都市高速道路第6号線を示しています。都市高速道路第4号線の分岐部の途中にある江戸橋出入り口付近から東へ向かい、鎧橋付近の都市高速道路第6号線合流地点までを変更区間③としていますが、変更後平面図においては変更区間②に統合する形となっています。

3ページにお戻りください。今回の構造変更の概要が記載されています。

最初に変更区間①の都市高速道路第4号線です。車線数は4、出入り口については常盤橋出入り口を廃止、立体的な範囲は千代田区大手町二丁目から千代田区八重洲一丁目間の延長約0.2キロメートルです。

次に、変更区間②の都市高速道路第4号線分岐線です。起点については、中央区日本橋本石町一丁目付近を千代田区大手町二丁目に変更。終点につきましては、中央区日本橋兜町一丁目付近を中央区日本橋小網町に変更。延長は約1.2キロメートルを約1.1キロメートルに変更。幅員は16メートルから30.6メートルに変更。車線数は4。出入り口につきましては呉服橋出入り口、江戸

橋出入り口を廃止。構造形式はかさ上げ式から地下式で約0.8キロメートル、地表式を約0.3キロメートル。立体的な範囲として千代田区大手町二丁目から中央区日本橋小網町間の約0.8キロメートルです。

変更区間③につきましては、都市高速道路第6号線の一部区域の変更のみでございます。

次に、議案書のご説明をいたします。議案1をご準備ください。

議案1の1ページ、理由書です。「1 種類・名称」は、記載のとおり東京都市計画道路都市高速道路第4号線、東京都市計画道路都市高速道路第4号線分岐線及び東京都市計画道路都市高速道路第6号線でございます。

「2 理由」につきましては、主な内容として老朽化の進行、江戸橋ジャンクション付近の交通渋滞の解消、平成26年には首都高の大規模更新計画が策定された。さらに、平成28年には日本橋周辺で検討が進むまちづくりの取り組みが、国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加されたこと。

国、東京都、首都高速道路株式会社はこの機会を捉え、共同で首都高の地下化に伴い、東京都市計画道路と都市高速道路第4号線など3路線の都市計画の一部区域や構造形式などを変更するためでございます。

また、都市高速道路第4号線及び分岐線は適正かつ合理的な土地利用を図るため、立体的な範囲をあわせて定めるとともに、全線について車線数を定めるものです。

2ページ、東京都市計画道路の変更。本件は東京都決定ですが、2ページから5ページに変更内容、6ページに変更概要が記載されています。

最初に2ページをごらんください。表のご説明をいたします。位置の起点は世田谷区北烏山八丁目です。地点的に申し上げますと外環道とのジャンクション部です。終点は中央区八重洲二丁目付近、地点的に申し上げますと東京駅八重洲口付近です。主な通過地として、杉並区上高井戸二丁目があります。

右に車線の数の欄があります。これが先ほどご説明した都市計画法施行令改正による車線の数の欄で、都市高速道路第4号線については車線数を全線にわたり4車線としています。この4車線の決定区間に杉並区も入ります。

6ページ、上段は都市高速道路第4号線に関する部分です。

1、区間の変更については千代田区内神田二丁目から中央区八重洲一丁目など、先ほどの素案でご説明したとおりの内容が記載されています。

次に、中段が都市高速道路第4号線分岐線です。起点位置の変更につきまし

ては、中央区日本橋本石町一丁目付近を千代田区大手町二丁目など、先ほどご説明したとおりでございます。

下段の第6号線につきましては、区間の変更を示しています。

次に、7ページから13ページまでが関係7区の総括図となり、12ページが杉並区内を示しています。

次に、14ページから26ページまでは都市高速道路第4号線の計画図です。14ページは日本橋付近にあるものを示しています。変更の部分をあらわしているものですが、赤で示されている部分は計画変更新線、斜線の部分は立体的な範囲を合わせて定める区域をあらわしています。

次に27ページから31ページまで都市高速道路第4号線分岐線の計画図です。32ページは都市高速道路第6号線の計画図です。

お戻りいただいて、17ページから20ページに都市高速道路第4号線における杉並区間が示されています。

今回の都市計画図の変更・追記の部分をご説明申し上げます。表記の一例ですが、19ページをごらんください。縮小版ですので文字が小さく申しわけございませんが、19ページ上段の図、高速道路第4号線16.5メートル4車線と記されています。

今までは、施設名称の都市高速道路第4号線は幅員を示す16.5メートルの記載のみでしたが、このたび杉並区は車線数4車線を追記するものです。

参考資料に戻って6ページをごらんください。この都市計画の案については令和元年6月4日に公告を行い、同日から6月18日まで杉並区都市整備部管理課において縦覧及び意見手続を実施しました。意見提出はございませんでした。

今後の予定ですが、本年9月2日に東京都都市計画審議会を開催、10月上旬に都市計画変更を行うと東京都から聞いております。

私からは以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明された内容等につきまして、質問・意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 改めて確認ですが、現行の4号線からの構造上の変更はないという理解でよいのかという点を確認しておきたいと思います。

あと、日本橋のジャンクション周辺の地下化に伴って法令に従い車線数を追記するとなっておりますが、議案としては都市高速道路第4号線・第4号分岐線・6号線の全てを含めた変更案について議決が行われるという認識でよいのかを確認したいと思います。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 構造につきましては、杉並区間においては構造等に一切変更はありません。現道のままに、都市計画図書に4車線を追記するものです。

今回の2番目のご質問ですが、都市計画施行法令の改正で、起点から終点の全ての関係区市の意見照会となっております。したがって今般のこれは、杉並区間においては4車線の追記ですが、全体的な意見聴取ともとれると思います。

会長 よろしいですか。ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

委員、どうぞ。

委員 まとめてお聞きしたい。日本橋ジャンクション周辺の地下化が含まれるとなると、いろいろな問題があると考えています。今杉並区の所管に聞いても回答は出てこないかもしれませんが、例えば日本橋の高架部分を撤去することについては、これまで50万近い署名が集まったと聞いています。

ただ一方では、工事期間が地下化によって非常に長くなる。20年かそれ以上に引き伸ばされるのではないかという懸念の声も寄せられています。工事期間の見通しや総事業費の予測について確認しておきたい。

あと先ほど、都市計画素案、参考資料の3ページにかかわってくるのですが、地下化に当たって、地下から上がってきた道路と現在の高架の都心環状線の連結が直接的にできなくなることで、八重洲線に切りかえる作業が必要になる。

KK線と書いてあるところに接続するという検討が進められているということですが、ここについては大型車の交通機能がないということで、そもそもここについても地下化するかもしれないという検討が進められているということですが、このあたりについて東京都はどのように説明しているのかについて確認しておきたいと思います。

最後の1点として、この地下化に当たって非常に地下が入り組んでいるということで、半蔵門線、銀座線、浅草線をよけながら地下から地上に上がることで、周辺のビル地下の基礎くいもあり、5つの再開発によるビルの再配置も検

討されているということです。

この再開発の進捗状況は必ずしもしっかり進んでいるわけではなく、計画そのものにも重大な影響が生じる可能性も高いのですが、その点について都はどう説明しているのかをまとめてお聞きしたいと思います。答えられる範囲で結構ですので、お答えください。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 まず1点目の工事の進捗予定ですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後を予定していると聞いています。工事は着手してからおおむね10年から20年と聞いています。

費用につきましては、概算費用は約3,200億円と聞いています。

またKK線や大型化についてのご質問がありましたが、現在の検討状況については私どもは聞いてございません。

地下化については、日本橋川の下には現行の橋などがありますので、それをよける形で都市計画変更をすると聞いています。

再開発の状況につきましては参考資料の2ページ、下段の黄色い枠で示されている3地点がございます。こちらは区が情報提供をいただいている、日本橋一丁目中地区、これは平成30年3月に都市計画を決定し、告示されております。

八重洲一丁目北地区、日本橋室町一丁目地区は令和元年9月の東京都都市計画審議案件と聞いています。

最後に、日本橋一丁目1・2番地区、日本橋一丁目東地区につきましては、準備組合が設立されている状況でございます。

会長 よろしいですか。ほかはいかがでしょう。

委員、どうぞ。

委員 この問題に関しては、これまで史跡とも言うべき日本橋が高速道路によって遮られ、景観として破壊されているということで、この高架を取り除いて、これまでの歴史的な建造物としても、まちづくりにフィットするようということ、たくさんの方の要望が出ていたことは理解していました。

一方、そのためにはかなり長大な地下トンネルをつくらなければいけない。今の質問にありましたように、これからさまざまな再開発と連動していくということで、そこら辺はどうかという問題は確かに残ります。

しかし、今回の区の答弁でも現状そのデータを持ち合わせていないというこ

とで、その点は判断しかねる。ただ、議案として出されていますので、基本的に杉並区の都市計画審議会としては、杉並区に係る変更点が先ほど幾つか提案されていますので、その点を判断すると理解していいのかどうか、その点の答弁を伺います。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 区といたしましては、実態として杉並区にかかわる部分の都市計画変更等をご審議いただければと思っています。ただ、先ほど申し上げたとおり起終点の変更ですので、そもそも日本橋付近の構造の変更を含めてでございます。

実態として、杉並区としては今できている高速道路第4号線に、現状も4車線ですが、制度として4車線を追記するというものです。

会長 委員。

委員 地下構造への変更と再開発問題に関しては、都議会でそれに反対する住民の陳情や請願、あるいは既に都議会での審議はありますか。その点を確認します。

会長 都市企画担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 都議会の審議等を私どもは把握していません。ただ、素案説明会の際の意見は把握しておりまして、公表を受けての意見ですが、完成時期についての質問、日本橋川の下をなぜルートとできなかったのか。これは橋脚の問題がある。あと、川の工事について安全性が心配などの意見が素案説明会であったと伺っています。

会長 ありがとうございます。審議はこれぐらいとしてよろしいですか。

それでは、本審議案件につきまして区には都市計画審議会としては異議なしということで答申したいと思います。

委員、どうぞ。

委員 先ほど来、質疑を行っていますが、この都市計画の変更案について私は賛同しかねますので、ぜひ挙手による採決をお願いしたいと思います。

理由としては、先ほど来あったとおり区については特段問題はないということですが、この変更案自体が4号線、4号分岐線、6号線の全てを含めた変更案ということで、その点で言うと都市計画道路の変更案の日本橋川周辺の地下化についてはさまざまな問題があることを聞き及んでいますので、認めることはできないと考えています。

会長 ただいま、委員から採決をとるご要望がありました。ということでございますので、採決をとるということでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

会長 それでは、採決いたします。本審議案件につきまして、区には異議なしということで答申することに賛同の方は挙手いただければと思います。

(賛同者挙手)

会長 ありがとうございます。賛成多数と認めます。したがって、この審議案件につきましては、区には異議なしということで答申することといたします。

続いて、審議案件の2件目に参ります。「東京都市計画公園の変更について(案)一杉並第2・2・49号 下井草三丁目公園」。こちらは杉並区決定でございます。説明をお願いいたします。

みどり公園課長、お願いします。

みどり公園課長 私からは議案2、都市計画公園杉並第2・2・49号下井草三丁目公園の都市計画変更についてご説明いたします。

説明に入る前に配付資料の確認をいたします。表紙に「東京都都市計画公園の変更について(案)一杉並第2・2・49号 下井草三丁目公園」と記されているもので、表紙を含めて4枚です。あわせて参考資料ということで、表紙を含めて6枚となっています。よろしいですか。

初めに、記載の第2・2・49号の各数字についてご説明いたします。

最初の2は公園種別で、街区公園を示したものです。次の2が公園の規模で、1ヘクタール未満を示しています。最後の49につきましては、通し番号で49番目の街区公園ということの意味しているものです。

それでは、これまでの手続の概要につきまして参考資料をごらんいただきながらご説明をいたします。参考資料の表紙をめくっていただき、資料1の「当該地の概要」につきましては資料に記載のとおり、土地の所有は区有地のほか一部が杉並区土地開発公社で、平成31年2月に先行取得しています。

下の表の「手続きの概要」ですが、令和元年7月9日午後7時から、区立ゆうゆう下井草館におきまして都市計画に関する住民説明会を開催いたしました。開催に当たり「広報すぎなみ」7月1日号に掲載するとともに、説明会の案内を計画予定地周辺の半径およそ250メートルの範囲、約1,900戸に個別にチラシを配付しています。

住民説明会においては、都市計画公園を追加・変更することにご理解とご賛同をいただき、設計・整備を進めていくことになりました。また、都市計画変更に関し先立ち事前に東京都との協議が必要となりますが、こちらについては令和

元年7月12日付、都としては意見はありませんとの協議結果通知を受けています。

案の縦覧につきましては、手続に従いまして令和元年7月18日から8月1日まで2週間、区のホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いました。意見書の提出はございませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園・緑地の概要と今回の計画地と周辺の現況についてご説明いたします。

資料2に杉並区の主な都市計画公園・緑地について示しています。資料3に杉並区の都市公園種別ごとの都市計画決定箇所・面積などを載せた総括表をつけています。

全体を見ると、平成31年4月1日現在の数値として計画決定箇所は67カ所、面積は177.66ヘクタール、そのうち区民の皆様にご利用いただいている供用済み箇所といたしましては63カ所、95.68ヘクタールとなっています。今後もし引き続き、未供用部分の整備に取り組む必要があると考えています。

資料4、下井草三丁目公園の現況写真です。敷地は区立遊び場112番と、その北側に隣接する公園予定地からなっています。遊び場112番は平成28年度に整備し開放しているもので、今回取得する用地と合わせて一体的な都市計画公園として整備するものです。

なお、今回都市計画変更を行う区域は面積約1,059平方メートルで、遊び場112番は区有地となっていて約601平方メートル、公園予定地は杉並区土地開発公社で取得したもので、面積は458平方メートルです。

資料5には、計画地周辺の区立公園・緑地等の状況を示しています。公園予定地の東側につきましては银杏稲荷公園、西側には妙正寺公園といった都市計画公園があります。

それでは、案件の説明に移ります。議案2の1ページ、計画書として本案件の概要を示しています。理由に記載しましたとおり都市計画公園の配置、利用を検討した結果、東京都都市計画公園として計画書の区域を追加・変更するものでございます。

公園の名称は「杉並第2・2・49号下井草三丁目公園」です。位置は杉並区下井草三丁目地内、面積は約0.11ヘクタール、1,059平方メートルです。

次のページ、総括図としてA3判の都市計画図。区の北側、丸で囲んだ部分が今回の計画地となっています。計画地の北方向約500メートルに西武新宿線

の下井草駅があります。用途地域は第一種低層住居専用地域となっています。

次のページに公園計画図をつけています。緑色の線で囲まれている部分が今回の計画範囲となっています。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明された内容について質問・意見がございましたらお願いいたします。

委員。

委員 本公園にかかわる問題としては、以前近隣の向井公園が保育園に転用されるという問題が起きて、地域では賛否両論、激しい議論がありました。

私どもの会派は、保育園に転用するなら地域の公園業者に対して、必ずそれにかわる公園を新たにつくることを条件に賛成しましたが、その関係ではかつて向井公園が扱われてきた状況と、今回の新設ではどのような対応ができたのか、その点をお聞きします。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 向井公園の保育施設転用につきましては、向井公園の1,070平方メートルほどを廃止し、保育施設に転用しています。

今回新たに都市計画公園として整備する用地については、先ほどご説明したように約1,060平方メートルとなっていますので、おおむね向井公園の廃止した面積をカバーしている状況です。

あわせて遊び場114番ということで、近隣に球技場、高いネットフェンスで囲まれたボール遊びができる広場を、415平方メートルということで整備していますので、そういったところを含めて対応しています。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 先ほど公園を転用して保育施設にしたという話がありましたが、この計画によって向井公園が大幅に縮小したということで区への不信感、計画のなさを指摘する声が近隣住民から激しく出されました。この計画案について住民説明会が行われていますが、どのような意見が出されていたのか確認したいと思います。

あと、3年前の向井公園保育園転用の際には当該用地活用の可能性があったのか、なかったのか。この計画については検討されていた経緯があるのかも確認しておきたいと思います。

あと、住民説明会において、遊び場 112 番には木陰がなく、下井草児童館の廃止で中高生の居場所がなくなることを心配する声が出されていて、北側の建物を修繕してホールや居場所として使用できないのかという住民の質問が出されたと聞いていますが、どのような意見だったのかを確認しておきたい。

あと、住民説明会の質問に対して、区としては建物の解体は決まっているという話だったということですが、後半ではつくり方によってはできるかもしれない。皆さんと相談して進めていくという答弁になったということですが、そのあたりについてどのような検討が行われているのかを確認しておきたいと思えます。以上です。

会長 みどり公園課長。

みどり公園課長 この都市計画案の説明会で出されたご意見ですが、公園をつくるということには賛成の意見をいただいています。ただ、今開放している 112 番は、区民の意見を聞きながらつくった経緯もありますので、そういった経緯をきちんと踏まえた公園づくりを進めてほしいとの意見もありました。

それと、平成 28 年当時の土地利用の考え方ですが、遊び場 112 番については保育用地ということで当時取得していましたが、よりよい保育環境を整備するとの考えのもと向井公園の一部を廃止して、遊び場 112 番については遊び場として区民の方にご利用いただく判断をいたしました。

説明会で出ました建物の考え方ですが、基本的にはこちらにある現建物につきましては、そのまま残して公園としては建ぺい率等の関係からできない状況でございますので、建物については解体し、公園のつくり方については住民の意見を聞きながら、どういった公園がいいか。

先ほどお話のあった、日陰がないという意見も踏まえながら公園整備を進めていきたいと考えています。

会長 委員。

委員 住民説明会ではかなり厳しい意見も寄せられたということで、向井公園を保育施設に転用した際に近隣住民に与えた重大な影響、不信感に真摯に向き合って、今後の都市計画決定、設計、意見交換会、工事などについて住民意見を最大限反映させて、子どもたちの居場所を住民とともにつくるという立場に立っていただきたいと思います。その点を確認して終わります。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 この場所に限らず、公園づくりの際には住民の方のご意見を聞きながらどう

いった公園が地域に親しまれるものかを考えながらつくっていくことにしていますので、この公園につきましても地域の意見を聞きながら整備を進めていきたいと考えています。

会長 ほかにはいかがですか。特にご意見はございませんか。

それでは、本審議案件についてはこれぐらいとさせていただき、都市計画公園の変更について、杉並第2・2・49号下井草三丁目公園につきましても案のとおり承認することよろしいですか。

(「異議なし」の声)

会長 ありがとうございます。異議ないものとお認めして、承認したものといたします。

審議案件は本日2件でございますので、以上でございます。

それでは、続いて報告案件にまいりたいと思います。報告案件は2件ございますが、1件目の阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりの取り組み状況についてご説明をお願いします。

特命事項担当副参事、お願いいたします。

特命事項担当副参事 私からは、阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりの取り組み状況といたしまして、5月に開催いたしました阿佐ヶ谷駅北東地区土地計画素案の説明会の開催状況と、今後の取り組みについてあわせてご報告いたします。

資料の確認です。資料1「(仮称)阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画素案等説明会の実施状況について」。次に資料2「今後のスケジュール」がございます。参考資料といたしまして、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画(素案)の概要がありますが、これは4月の第187回都市計画審議会でお配りした資料です。

最後に、7月18日に発行いたしました「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりだより」の第10号です。

それでは資料1をごらんいただきながら、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画素案等説明会の実施状況につきましてご報告いたします。

本年4月に(仮称)阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画素案を策定しました。これを踏まえまして、5月24日、25日の両日、地域説明会などを開催したものです。

5月24日は説明会、25日はオープンハウス形式の説明会を開催しています。加えて、24日の説明会の前には地区計画素案などのパネルを展示して、来場された方にごらんいただいています。

この2日間の説明会には延べ77名の方にご来場いただきました。またパネル展示には10名が来場されました。当日は阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画の概要及び北東地区地区計画素案について説明し、ご意見を伺いました。

このパネル展示を含めた2日間の主な意見をまとめています。まず意見の大きな分類は、まちづくりの取り組み全般に関すること。それから安全・安心などの個別テーマに関すること。地区計画の素案に関すること。その他施設計画に関することと大きく4つに分けられます。

このうち、本日は都市計画審議会ですので、地区計画素案に関するご意見について申し上げますと、資料1の3ページ、8番以降になります。地区計画素案に関する主な意見としては緑の保全創出に関すること、建築物の色彩に配慮、さらには地域の歴史についてのご意見がございました。

そして、今回のまちづくり計画の柱でもある、街並み誘導型地区計画の活用や高さの制限などについてご意見をいただきました。

これらのご意見につきましては、区の考え方は記載のとおりでございますが、今後の地区計画原案の作成に当たりまして参考としたいと存じます。

1枚目の頭紙にお戻りください。次に、

2番の「地区計画原案の考え方」です。原案の作成の目的ですが、地区計画素案の詳細化を図り、地区計画原案の図書を策定した上で、都市計画法や杉並区まちづくり条例に基づく手続を進めるものです。

(2)の地区計画の名称、位置、面積などは記載のとおりですが、関連する都市計画といたしまして、東京都が決定する用途地域変更などを想定しています。

(3)の原案の考え方ですが、地区計画素案に基づき地区計画の目標、方針、まちづくりの具体的なルールである地区計画整備について、記載の4つの視点で検討を行い、都市計画の原案を策定いたしますが、今後素案全般について詳細化等を図ってまいります。

また、先ほどご説明した素案等の意見の精査をいたしまして、原案を作成する際の参考として、まいります。

最後に、3番の今後のスケジュールです。今後原案を作成し、その上で都市計画法、杉並区まちづくり条例に基づく公告・縦覧、意見書提出、説明会といった都市計画決定に向けた手続を進めてまいります。そして、都市計画決定は今年度内の決定を目指す考えでございます。

私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた内容につきまして質問や意見等がございましたら
お願いしたいと思います。いかがでございますか。

委員。

委員 何点か確認していきたいのですが、阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくり計画と土地
区画整理事業、土地利用構想、地区計画についてそれぞれどういったものなの
か説明いただきたいと思います。

住民の皆様もさまざまな計画が複合的に作用しているので非常にわかりづら
いという声が寄せられているので、そのあたりの整理をお願いしたいと思います。
す。

会長 特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 4つのそれぞれの位置づけですが、まちづくり計画に関して端的に申し上
げますと、まちづくりの1つのイメージと申しますか、方向性を定めたものと
考えています。その中で、柱となる手法として地区計画の活用や土地区画整理
事業との連携を書いています。

地区計画につきましては、まちづくり計画の実現を目指す中での柱となして
活用してまいります。

土地計画整理事業については、道路基盤整備や敷地の整序を目的として、区、
総合病院、地権者の三者による個人共同施行により実施してまいります。

土地利用構想については、杉並区まちづくり条例において、一定規模以上の
開発については事業着手に先立って、地域の方に説明などを行うことが定めら
れていますので、土地計画整理事業について5月に説明会等を行うとともに、
その後一連の進捗を進めてきました。

会長 委員、どうぞ。

委員 中身に入っていきます。これは地区計画の素案に示されていますが、それに関連
して、土地区画整理事業についてこの間の進捗状況を確認しておきたいと思
います。特に、事業認可申請が行われたという話も伝え聞いていますが、どのよ
うな状況となっているのか確認しておきます。

あと、この土地区画整理事業において土地利用構想の公聴会が開催されてい
ますが、その公聴会はどういう状況だったのか、その概要についても確認して
おきたい。

その公述の申し出が28人から出されていたということですが、公聴会は10人に限定されている。そのあたりについてどうなっていたのか、確認したいと思います。

会長 特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 最初に土地区画整理事業の進捗状況について私からお答えいたしますが、7月31日に施行認可申請を行いました。

会長 その他はいかがですか。

管理課長 まちづくり条例につきましては5月に入って土地利用構想の届出が出され、それについて意見書の提出を受け付けました。その後に事業者から見解書の提出を受けて、今お話があった7月17日に公聴会の開催がありました。

公聴会は、7月17日に杉並第一小学校で行われましたが、28人から公述人の申し出がありました。こちらについては規則・要綱等で10人ということで公述人を選定しまして、約2時間、公述人から公述を受けております。

会長 委員。

委員 7月31日に申請ということですが、杉並区が申請に対して認可権者になると思いますが、認可についてはいつごろ認可される見通しを持っているのかを確認しておきたいと思います。あと、認可後にどのような手続が進められていくのかについてもご説明をお願いしたいと思います。

いっぱいあるのでまとめていろいろ聞いていきたいのですが、公聴会の運営要綱についての話が先ほどありました。令和元年6月26日にこの公聴会に関する運営要綱が改正されています。公聴会の直前に改正されたということになりますが、どのような点について改正したのか。具体的に確認しておきたいと思います。

会長 市街地整備課長。

市街地整備課長 認可がいつごろおきるかについて説明いたします。7月31日に出了たので、現在認可の申請の審査を行っている、認可申請自体はいつまでに出さなければいけないということはありませんので、いつとは決まっておりません。

会長 特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 土地区画整理事業の認可後の手続につきましては、認可後に施工者として認められるということがありますので、施工者として会を持ち、それでいわゆる仮換地指定ということを行ってまいります。

その後施工協定等もありますが、そういう経緯を踏まえて施工に入っていく

ということになります。

会長 (傍聴人) 傍聴の方はご静粛にお願いいたします。

管理課長 6月26日の運営要綱の改正の内容ですが、具体的には主に第7条、公聴会において公述申出者の選定についての改正を行っています。

以前は10人を超える、申し出があった場合はくじ引きで対応していましたが、26日の改正では土地利用構想に記載された内容の範囲を超えないことを考慮することを第1点に挙げ、さまざまな意見の趣旨が多岐にわたるよう配慮した選定をしていくということで、それにより難しい場合、最終的にくじによって選定するというので、手続の方法を変えました。

会長 委員、よろしいですか。

委員 何点か確認したいのですが、事業認可がおりた後どういう手続かということで仮換地の指定ということですが、この仮換地が行われるということは、権利の移譲も行われるという理解でよいのかどうかを確認したいと思います。権利の移譲が行われるということは、樹木の伐採もその時点から可能になるということなのかどうかお答えいただきたい。

次に、先ほどの公聴会運用要綱の変更についてですが、開催直前に要綱を変更するという信じられない手続が行われていますが、結局は28人中10人が選定され、その中で、私も公聴会当日傍聴しましたが、10人の公述人のうち明確に賛成意見の方が4名、反対意見の方が6名という構成になっていました。

一方、情報公開で確認した公述の申出書では、実は反対の意見の方が圧倒的に多いという状況でした。賛成意見の方はごく少数だったと確認しています。こうした公述人の賛成・反対の割合が実際の申出書の割合と大きく異なっていることに率直に疑問を感じざるを得ません。

公聴会の直前にわざわざ要綱を改正し、公述人を限定することが区として意図的に行われたのかどうかわかりませんが、公述を希望する方にしっかりと公述の機会を保証することこそ必要ではなかったのかと思いますが、区の見解を伺っておきたいと思います。

会長 特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 最初の仮換地の指定の効果ですが、端的に申し上げると使用収益権が仮換地後の土地に移るということになりますが、手続上まだ使っている部分がありますので、直ちに全部移すかどうかは手続上の話ですが、それが樹木の伐採に結びつくかは別の話だと存じます。

例えば緑の関係法令のこともあり、それから今後の病院の計画などあるので、そういうものとあわせて検討されていくものですので、直ちに直接的に結びつくものではありません。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 運営要綱の改正を公聴会前に行ったことを再度申し上げます。直前ということですが、先ほど申し上げた手続の中で、意見書が30件ございました。基本的にこの構想についてまちづくり方針と相違がないということではほぼ合致していると判断していますが、さらにさまざまな意見を聞くということで、意見書の提出プラス公聴会の場を設けて意見をもらう場を設定、区がそういった判断をして今回の開催に至りました。

その中で、先ほど委員がおっしゃられました28人にさまざまな意見がありました。私どもとしては、先ほど申し上げた改正内容で、区民の中にどんな意見があるかということ幅広く聞くことを尊重するというので、28人中で多数意見か少数意見かということではなく、少数意見を含めて意見聴取をする場を設けたというのが、この公聴会の開催の意義だと思っています。

会長 (傍聴人に) 傍聴の方はご静粛をお願いします。

傍聴の方に申し上げます。審議の妨げになると判断した場合には退場していただくなければなりません。ご静粛をお願いしたいともう一度お願いします。

委員、どうぞ。

委員 傍聴者からさまざまなご意見があるというのはごもつともなことだと思います。28人が意見を言いたいとわざわざ申請したのに、結局それが10人に限定される。

しかもその割合が、区として確認をしていると思いますが、反対の意見が非常に多かった。それが、なぜか6対4の割合になってしまっていることに疑問を感じざるを得ないのですが、公述人を限定するのではなく、公述を希望する全員に公述の意見を保証する手続がそもそも区には必要ではなかったのかと思いますが、その点について確認したいと思います。

さらに、この公聴会が1回とか10名とかいろいろ言っていますが、これは法的に拘束されるものではないはずですが、例えば、杉並区まちづくり条例第28条に公聴会について記載がありますが、区長が必要と認めたときはこの限りではないということで、1回の開催に限っていないのです。そういった取り扱いがなぜ行われなかったのか。その点についても確認しておきたいと思いま

す。

あと、先ほど仮換地の指定について権利の移譲が行われるということで質問しましたが、いまいちよくわからないのですが、樹木の伐採が全く行われないという認識でよいのか、その点を明確にお答えください。

会長

管理課長。

管理課長

今回改正した中で、改正点は先ほど申し上げたとおりです。ただ、改正前の公聴会要綱でも公聴会を1回開催するものとするとしており、ただし区長が必要と認めたときはこの限りではないということですから、その可能性はあります。ただ、必要と認めたときと限定されていますから、公聴会を1回開催したことで、私どもはその役割を果たしたと思っています。

公聴会の開催時間については、要綱の中でおおむね2時間以内ということで、通常の公聴会、傍聴人も含めて集めて行う場の中で、時間をある程度設定するのは合理的なそういった公聴会の開催の手法だと考えています。

ですので、今回の改正の中で2時間以内を変えているわけではありませんし、公述人の申出時間を1人10分保証することも変更していませんので、10人が10分やるということで、それだけの時間で100分ですので、そうすると2時間以内で開催するという範囲を考えれば、28人の申し出があった中でも10人でやることに、適正な運営の手法ではないかと考えています。

内容については、先ほど申し上げたように28人の中にさまざまな意見があることは承知しています。その中で、少数意見ではないですが、今回の土地利用構想、土地区画整理事業について、私どもが公聴会で意見を求めたのは、少数意見をきちんと聞くべきではないかとの判断から、こういった手続をして選定したものです。

会長

(傍聴人に) 傍聴の方はご静粛にお願いいたします。これは最後の警告になります。審議に支障があると認めた場合には退場をお願いすることになりますので、ご注意ください。お願いします。

委員のほかにご発言を希望される方はいらっしゃいますか。

特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 最後の仮換地指定の話ですが、仮換地をした場合には使用权が移ることができると思いますが、今樹木があるところも民有地でございますので、それが直ちに樹木を切る話に結びつくものではない。ただ、今後計画が進んで地権者の意向や病院の計画等がありますので、その中で樹木の保全や移植、伐採を考

えていきますという段階でございます。

会長 委員のほかにご発言を希望される方はいらっしゃいますか。

それでは、委員。

委員 いいですよ、終わってからで。

会長 それでは、委員お願いします。

委員 いろいろと聞きたいことが山ほどあります。

公聴会についても私は全く理解できません。杉並区まちづくり条例第3条には「区、区民及び事業者は協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組むものとする」。2項として「区、区民及び事業者はまちづくりに関する必要な情報を共有し対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組むものとする」。3項として「地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むものとする」ということが明確に示されています。

だとすれば、地域の声をしっかり聞き取る手続がどうしても必要だったと思います。この問題について真剣に考えて公述を求める住民の声を真摯に受けとめ、例えば開催日を1日に限らず2日、3日と開催するといった対応が必要ではなかったかと思いますが、その点はどうか。

私も区議会議員となってさまざまな公聴会を見てきましたが、例えば外環の事業認可に対しての公聴会は複数日開催されています。公述を求める方にしっかり公述の機会を保障する当たり前の行政の手続が行われていますが、こういったプロセスがないがしろにされることが続けば、区への不信感がさらに高まっていくのではないですか。

こういう事態をみずからしっかり反省して、公聴会については再度開く手続が必要ではないかと思いますがどうですか。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 まちづくり条例の基本理念ですが「区、区民及び事業者は、協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組むものとする」「区、区民及び事業者は、まちづくりに関する必要な情報を共有し、対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組むものとする」「区、区民及び事業者は、住宅を中心とした都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むものとする」ということで、私どもは十分その基本理念に基づいてこれまでの対応を行ってきたと考えています。

先ほどの繰り返しになりますが、私どもとしては、構想に関する意見集約の機会は公聴会だけではなく、その前の意見書の提出で 30 件の意見をいただき、その内容について事業者が見解書でそちらについて見解を述べている中で確保されているものと理解しています。今回公聴会を開催する中の申出書を見る限りでは、そういった意見と異なる、また覆すような意見がないと判断し、今回の公聴会の開催は1回で、と判断しました。

会長
委員

委員、どうぞ。

今の説明は全く理解できません。18 件の公述を妨げるものではないですね。

18 件を公述してもらえばよかったですではないですか。賛成にしる反対にしる、そういった意見がしっかり保証されるのがまちづくり条例の大前提だと思います。この点について改めて確認しても同じ答弁が返ってくると思いますが、私は全く納得できませんので、この点についてもう一度確認しておきたいと思います。

何も反対の意見を取り上げろとか、賛成の意見を取り上げろと言っていないのです。28 人の意見がしっかり保証される手続を踏んでほしいということを行っているので、その点について確認しておきたい。

一旦ここで切って、また改めて質問したいと思います。

会長
委員

もう1つ報告案件もございますので、そこそこの時間にはそちらの案件に移りたいと思いますが、続けていただければと思います。

その点について、先ほどの答弁を求めたいと思います。

あと、既存樹木の保全についても少し確認しておきたいのですが、「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則」では、既存樹木についてそのまま残し、または行為地内に移植するということを求めています。しかし、この樹木の保全について区としては「できる限り」という極めて曖昧な表現にとどまっています。

地区計画素案では、既存樹木の保全は現けやき屋敷の南西側の緑をL字形に残すということのみで、保存する敷地面積としては1,930平方メートルと記載しています。素案の図で見れば、けやき屋敷の既存樹木の大半が伐採されることになってしまうのではないかと懸念するのですが、既存樹木の本数と保全する樹木の本数を確認しておきたいと思います。

さらに、土地利用構想の参考で示された既存樹木の概況図では、樹木を示す緑の点が120程度あることが確認できました。一方、開示文書では区が樹木診

断を行った本数はわずか37本しかないことも確認しています。保全樹木が37本であれば、約7割が伐採されるということになりかねませんが、その点について区としての明快な答弁を求めたいと思います。

あと素案では、緑化率が示されて医療施設地区としては25%となっています。現在8割程度が緑地になっている地域を25%にするということは大きな減少になるのではないかと心配しますが、その点はどうなるのかお答えください。

会長 管理課長。

管理課長 繰り返しの答弁になります。公聴会については、確かに28人の公述人の申し出はありました。私どもとしてその10人を選定したことのプロセスについては合理的な判断のもとに行われたものと考えております。

先ほどから繰り返しになりますが、公聴会だけで意見集約したわけではなく、意見書の提出で私どもはきちんとそういったものを受けとめている。さらに、公述人の申出書に書かれている内容については、謙虚に私どももそういった内容を含んで、今回の協定締結に向けた手続を進めたという経緯がございますので、私どもはそうした理解をしていると承知いただければと思います。

会長 (傍聴人に) お静かにお願いいたします。

緑関係の回答はいかがですか。

特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 私からは地区計画素案に関するお答えをします。

地区施設に絡んで既存の樹木がどのくらいかとの話につきましては、今回緑地の1号と2号ということで、L形で地区施設を位置づける考えですが、ここにある木につきましては約40本程度と考えています。

それから緑化率が後退ではないかというお話がございました。これについては、今回病院の移転がある中で、この地区計画の都市緑地法の上限である25%を設定して、緑の保全創出に取り組むものでございますので、後退とは考えていません。

会長 委員。

委員 既存樹木の本数を聞いているのですが。

特命事項担当副参事 既存樹木については、けやき屋敷で127本です。先ほどの樹木診断の話がありましたが、それについても今やっております、残りの37本以外もやっております。その中で調査の報告を取りまとめているのですが、別の、鳥類のこと

もありましたので、近隣の環境もありますので、近隣の方に迷惑をかけないような調整していますので、間もなく取りまとめる予定です。

会長 委員。

委員 今 127 本あるものが 40 本程度ということで、大幅に減少する状態です。その点については、緑化率が 25%ということですが、例えば西東京市の地区計画では、建築面積を引いた上で 40%の緑化率を設定している事例もあります。

現状より大幅に低い指定であれば、指定することそのものが意味をなさないものになってしまうと思います。25%を超える判断をしていく必要があるのではないかと思います。その点について確認しておきたいと思います。

あと、先ほど希少動物の話が出ましたが、その点について確認したいのですが、区として 2 回調査を行って 2 回確認されたということで、隣接する神明宮に数年前から営巣しているという情報も寄せられています。

ツミは東京都のレッドリストに登録された絶滅危惧種で、オオタカに準じた対応すると、この間区も答弁しています。猛禽類が生息して、保護への配慮が必要な場合、開発行為にも大幅な制約が求められると思いますが、その点ではどういった対応が行われているのか。対策について、具体的に確認しておきたいと思います。

会長 事務局、いかがですか。

特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 まず既存の樹木のお話ですが、先ほど私は 40 本とお答えいたしました。

これにつきましては、地区計画の地区施設ということで緑地を定める考えですが、ここにある木が 40 本と答えました。樹木の保全等については先ほど来答弁しているとおりでありますが、今後地権者、病院との協議の中でどれを保全するのかということが検討されていくものと考えてございます。

それから緑化率は繰り返しになりますが、都市緑地法の定める規定、敷地面積の 25%という設定です。ここは第一種中高層住居専用地域ですが、区の緑化基準と比較しても高い緑化率が残ると考えていますので、そういった意味でも緑の保全に寄与する計画と考えています。

会長 特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 先ほどの猛禽類のお話ですが、追加の調査を 6 月に行って、7 月にまた調査しております。猛禽類がいることについては確認しています。これについては、今後専門家の意見聴取も踏まえて事業計画等々を検討してまいりたいと考

えています。

会長

委員。

委員

保全樹木については決まっていないということですか。何本残すかについて明確にしておきたいのですが、その点を確認したいのと、区としての対策については今後ということですが、環境省の「猛禽類保護の進め方」などを参考にした場合、営巣中心域とされる区域では土地の造成、樹木の伐採などは原則として行わないということが示されています。

さらに、保全に配慮した事業計画については、現存樹木の樹高以上の幅の残留緑地の確保、建築物は高木植栽やツタなどにより可能な限り隠蔽することなどと定められていると思いますが、そうした対応について現段階では検討されているのかどうか。

これによって、区画整理事業の抜本的見直しも必要になってくる可能性もありますが、その点についてはどのように検討されているのかを確認しておきたいと思います。

あと、希少野生動物のツミの生息地を守るという点で、既存樹木の保全も一体的に考えなければいけないと思います。現行計画をそのまま進めていくのは無理があるのではないかと。抜本的再検討が求められていると思いますが、そうした検討をされるのか。

特に、この間の住民の意見の中でもツミについてと樹木の保全については多くの意見が寄せられていますが、その点について確認しておきたいと思います。

会長

特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事

猛禽類のことですが、「猛禽類保護の進め方」という環境省のものに準ずると、東京都の自然と保護の回復に関する条例にはありますが、「猛禽類保護の進め方」はイヌワシ、クマタカ、オオタカですので、ツミについては先ほど来申し上げているように専門家の意見を聴取し、保全対策等を含めて考え、検討していきます。

委員

準ずるものとしてということですね。

特命事項担当副参事

準ずるものとしてですが、そのとおりということではございませんという認識です。

委員

あと、保全樹木の本数。

会長

について。

特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 保全樹木は、先ほど緑化地区にあるものが40本余りと答弁をさしあげていますが、樹木については今後、地権者、病院の計画等とあわせて検討しながら、どの樹木を保全、移植、伐採できるかを検討するというので、今何本と決められているものではありません。

会長 委員。

委員 このことについて議会などで質問していますが、全くよくわかりません。何本残すことが樹木の保全になるのか自体を区が認識していなくて、果たしてしっかり樹木が保全されるのか。全く不安しかありません。

その点について、区としてどのぐらい残されることが樹木の保全と考えるのか、区としての認識を確認しておきたいと思います。

あと、時間がなくなってきたので、土壤汚染対策についても確認したいのですが、これについても土壤汚染調査の進捗についていつ確認しても、病院が調査するものだということで区としての見解が示されませんが、地歴の確認は速やかに実施できると思いますが、それについてどうなっているのかを確認しておきたいと思います。

土壤汚染について、例えば杉並区の交流自治体の静岡県南伊豆町で、町の地方創生事業である都市部に住む高齢者の移住・定住を促す日本版CCRCから撤退との表明があって、報道されました。区の所有する土地の隣接する病院跡地の土壤汚染が見つかって、土地取得費が高騰してということで断念ということになったのです。

病院跡地は土壤汚染について極めてシビアな見方が必要だという典型例だと思いますが、こういったことが既に事例として起きているので、相手の調査を待つのではなく、区として積極的に調査をすとか、住民に情報を開示する必要があると思いますが、その点はどうなっているのか確認しておきたいと思います。

会長 特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 緑、樹木の保全については、区としてはできる限り保全していきたいということで、病院運営法人、地権者、それから区と結んだ、29年6月の協定でもそのような考えで進めております。できる限り残してまいりたいということでございます。

それから、土壤汚染の調査については病院跡地については病院がやるということで、協定上も病院が調査、汚染対策防止処置、掘削・除去をやるというこ

とで、病院の自己負担で行うということで約束しております。

この調査については、病院が行った際には区も確認し、公表したいと考えております。

会長 (傍聴人に) お静かにお願いします。

委員、どうぞ。

委員 報告が1件あるのでこれにて終了しますが、土壌汚染対策について区として責任をもって調査する積極的な姿勢が求められていると思います。

これも議会で取り上げられていますが、汚染についての有無が土地評価額にはね返ってくるということにもなりかねません。換地の際に区が損失をこうむる恐れもあります。

だからこそ区として調査を主体的に行うことが必要だと思いますが、なぜこういったことが行われぬのか、全くもって意味がわかりません。しっかりと調査するのは当たり前のことで、区民が疑問に思うのは当然ではないかと思いますが、その点を確認したいのと、地歴調査は基本的にすぐできると思いますが、それがいまだに示されていないのはどういった理由からですか。この調査の結果はいつ示されるのか。その点を確認して終わります。

会長 特命事項担当副参事。

特命事項担当副参事 土壌汚染については繰り返しになりますが、病院運営法人が自己の責任・負担で掘削・除去を行う協定をしております。今後、施工協定等も締結してまいりますけれども、その中でも、議会でも答弁しましたが、改めて確認するとともに、瑕疵担保責任等を盛り込むことで検討していますので、その形で進めます。

それから地歴調査については、いわゆる住宅地図を集めることはしていますが、特にそこに病院があったとか、そういうことでございますので、特にどうということまでは至っておりません。

会長 それでは委員、お願いいたします。

委員 初めての都計審ということで、一言自己紹介いたします。

区議会議員という立場ですが、私自身は阿佐谷で生まれ育った人間で、これまで10年ぐらい議員の仕事をしていますが、この件については、施設再編整備計画の第1期が示されたときから、阿佐谷のまちづくりをしっかりと進めていこうと。

それにあわせて、今回病院とけやき屋敷を含めてまさに50年、100年に一

度の阿佐ヶ谷駅北東地域という意味では、まちづくりの機運が高まっているのを適切に捉えた上で、区として地元の方の合意もしっかりと得ていきながら進めているものと私自身は地域の皆様からもそのように伺っておりますし、先ほど公聴会のあり方等の質疑もありましたが、その点についてもしっかりとした合理性のもとに進めていると私自身は確認できたと判断しておりますので、冒頭に1点そのことを申し上げておきたいと思えます。

地域の方が一番気にされるということですが、土地区画整理事業の中で杉一馬橋公園通りについて書かれています。ここを相互通行の道路にさせていただくことによって、救急車の入り方の動線をしっかりと確保することが必要だろう。いつも新進会から救急車が入って行くことに対する不安は、地域の方は非常に感じていらっしゃると思いますので、そういった意味においては病院の動線の入り口の部分をどう設定されるのかは非常に重要なことであろうと思っています。

同様に新進会の立場からしましても、そこを通過して病院に行ってくれるというのを、商店街側としても望んでいるところがありますので、歩いていくほうの病院の動線の入り口がどういうところに設定されるのかというのは、まちとして非常に気になる場所だと思っています。

病院がどういう計画を示してくるのかというのはこれからだと思いますが、その点もしわかる場所があれば、お示しいただきたいと思えます。

会長 特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 病院の計画についてはまだ定まっていますが、この中で杉一馬橋公園通り、北側の道路ですが、これについては相互通行化を図り、車が出やすくするという意味で、緊急車両がそちらから行けるようにということで、幅員も、両側に歩道をつくるということを計画して、病院の計画するほうもそれを理解して計画していると思えます。

それからもう1点、歩行の動線ですが、これは近隣の新進会商店街などへの配慮というか、位置づけは十分に理解しているというのは病院から聞いていますので、これについてきちんと計画が固まっていくものと考えています。

会長 それでは、本案件の意見交換は本日はここまでとさせていただきます。

続きまして報告案件の2件目「上井草駅周辺のまちづくりについて」でございます。まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

鉄道立体担当課長、お願いします。

鉄道立体担当課長 私からは、上井草駅周辺のまちづくりについてご報告いたします。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。かがみがA4の1枚、表裏ございまして、添付資料1が上井草駅周辺道路・交通施設整備計画の本編です。こちらは16ページまであります。

資料2、計画の概要版で、A3の2つ折りです。

次に、資料3が上井草駅周辺の駅前広場等に関する都市計画素案についてということで、A4の表裏。

資料4が説明会のお知らせ、A4表裏となっております。

過不足はございませんか。よろしければご説明に入ります。

これまで区では上井草駅周辺における道路・交通面の課題解決に向けて、オープンハウスなどで区の考え方をご説明するとともに、地域の方々のご意見を伺ってまいりました。

このたび、上井草駅周辺の道路・交通施設整備計画を策定し、この計画を踏まえて駅前広場等に関する都市計画素案を作成しました。

かがみの1番、上井草駅周辺道路・交通施設整備計画の内容でございますが、そちらについては資料2の概要版をごらんください。「1 策定の目的」ですが、駅周辺の道路交通面での課題に対し、利便性及び安全性の向上を図るための計画となっています。

「2 整備計画の位置付け」としては、この地区のまちづくり方針で掲げた道路・交通体系分野の方針に基づき策定するものです。

「3 整備の目標」ですが、記載のとおり3つの目標を定めています。

「4 整備計画の概要」ですが、今回大きく3つに分かれており、1つ目が「駅前広場の整備」です。オレンジ色で囲んだ部分ですが、駅前広場についてはバス・タクシー等の乗降場を集約するとともに、駅北側に側道等を整備し、そういったものと一体的に整備することで、交通結節点機能を強化するとともに、安全で連続性のある歩行空間を整備するものです。

2つ目の赤い囲い「バス通りの整備」です。こちらは特に駅の北側からの歩行者が多いということで、千川通りから上井草駅付近までのバス通りは両側に歩道を設けて、安全で快適な歩行者・自転車空間を整備してまいりたいと思います。

3つ目は水色の囲い「側道等の整備」です。こちらは、連続性があり緑あふれる安全な歩行者・自転車空間を整備してまいります。

この3つが、本件における道路交通面での課題解決に向けた整備の概要です。

本計画の説明は以上でございます。

次に、かがみの2番「都市計画素案」ですが、こちらは添付資料3をごらんください。中段に図を描いていまして、「都市計画素案の概要」です。初めに、駅前広場とバス通りですが、赤字で記載している杉並区画街路第3号線、都市計画側の名称となります。

駅前広場は水色で囲まれた部分で、下段に交通広場と記載していますが、約3,100平方メートルの面積となります。また、バス通りの部分は黄色で表記している部分です。

下段の表を見ていただきますと、取付道路部分で延長が約120メートル、幅員が15メートル、車線数が2車線とする整備計画となっています。

次に側道部分、こちらは赤字で記載しています西武鉄道新宿線付属街路第10号、第11号の部分でございます。こちらは緑色で表記している部分です。

バス通りの部分の第10号は、駅の南北の通行を確保するために、延長を約30メートル、幅員が12～14メートルとなります。

また、広場の西側の側道部分の11号は延長約90メートル、幅員が19～20メートルとする都市計画素案となっています。

資料3の裏面の中段に工事着手までの流れを記載しています。今後の都市計画の流れとしては、明日8月9日に区民の皆様にご説明の都市計画素案の説明会を行います。その後は都市計画の案を作成して、説明会を経ていろいろなご意見をいただく中で、本審議会にご審議いただき、将来的には都市計画決定を行う予定です。

最後にかがみの裏面、(2)素案説明会の開催は添付資料4のとおり、井草中学校において実施する予定です。

私からの説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質問、意見がございましたらお願いいたします。

本件についてご発言されたい方はどれぐらいいらっしゃいますか。お一方でもよろしいですか。

それでは委員、お願いいたします。

委員 資料3の工事着手までの流れ、これについて具体的なスケジュールの見通しを確認しておきたいと思っております。事業実施から完成までの期間がどれぐらいの見通しになると想定されるのかを確認したいと思っております。

まちづくりの計画案という形で上井草駅周辺道路・交通施設整備計画が示されていますが、住民からはこの間どのような意見が寄せられているのかその点を確認したいのと、そういった意見がどう計画に反映されていくのかを確認します。

あと高架方式そのものについて、隣接する練馬区では地下化を求める声があると確認しています。杉並区では、杉並区民からこういったことについてどのような意見が寄せられているのかを聞いておきたい。

上井草駅の東側の側道整備について、並行して走っている東通り商店街の利用者が減るといった懸念の声が出されています。こうした声について、区としてどのように認識しているのかを確認しておきたいと思います。

住民からは、側道東方向への一方通行として商店街の自動車通行を減らすためのバイパスとしての機能を求める声もあると聞いていますが、その点についてどう検討されているのか。

あとサンライズ本社前に小さな踏切跡がありますが、そこで行きどまりになっているところについて南北につなげる提案をされていると思いますが、そのあたりの検討がどうなっているのか、まとめて確認します。

会長 鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 初めに今後のスケジュールや工事の想定ですが、資料3の裏面「工事着手までの流れ」でご説明しますと、まず初めに一番上の赤で囲われた「都市計画素案の説明会」を明日行います。その後は都市計画案の作成に入ります。

これは都市計画案の説明会を、連立の事業とあわせてまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、連立が今年度内と申していますので、その時期と合わせて、沿線区市も合わせてになってくると思いますが、今は西東京ですが、そういったところと合わせて今年度内と考えています。

都市計画決定については、東京都も令和2年度中という形で申していますので、その辺まで合わせていくと考えています。その後の工事着手までの流れのところ、都市計画の事業認可と工事着手は、連立のほうは令和3～4年と言っていて、恐らくその辺になってくると思いますが、その後のスケジュールは、連立は工事期間は15年ぐらいと申していますが、私どもは当然用地買収できて、連立事業の範囲以外のところもありますので、できるところはなるべく早目にやっていきたいと考えていますが、これは地権者との用地の状況となっていますので、何とも言えないところはございます。

住民の意見ですが、これまでにいろいろ説明会、昨年11月にオープンハウスをさせていただいて、アンケートとかで意見をいただいて、ことしの2月の素案説明会でも説明し、その後まちづくりニュースや沿線通信を5月から6月ぐらいに出して、また6月にオープンハウスをしましたが、その中でも住民の方からいろいろな意見をいただいております。

皆さん一番関心があるのは、この事業の工事着手時期がいつごろになって、補償内容はどうなのかを多く聞かれておりまして、そういった部分が、事業の進捗がご自身の生活に直結していますので、心配されていると伺っています。

次に高架方式ということで杉並区民の意見ですが、特にこの上井草駅周辺におきましては皆様から特に地下がいいという話は聞かれないのですが、当然沿線の東側、下井草では地下化を要望されているのは、先日都に嘆願書が出たと聞いていますのでそういった話はあるのかなと思いますが、特にこのあたりで説明していて、高架構造に反対という声はいただいている状況でございます。

側道の整備に関しまして、今回側道が整備される予定ですが、当然高架は北側の側道のさらに北側に区画整理されていまして、うちの区内の全部、区道がありますので、そちらの区の部分で、自動車、交通のほうの、通行が確保できるかなと、そんなに交通量が多い道路ではないので、思っております、商店街の方からも側道ができることで人の流れが変わるのではないかとの話もいただいておりますので、そういったことも踏まえながらどういったしつらえが必要かを今後、素案の段階ですので、地域のご意見を聞きまして考えていきたいと思っております。

サンライズさんのところの踏切ですが、これは先だつての2月の素案説明でもご意見をいただきましたが、区道があそこで行きどまりになっていて、今回高架になるということで、そこを通すのは物理的には可能ですが、地元の方のご意見が大切なので、近隣の方、利用される方のご意見をきちんと聞いて、お話を伺う中で区として判断していきたいと考えています。

私からは以上です。

会長
委員

よろしいですか。

この案でいくと、バスターミナルが駅北側に設置されることとなりますが、練馬区側の住民の駅利用が北側に偏る可能性が指摘されています。鉄道の高架化で南北が分断される事態になった場合は、地元の主に南側の商店街の空洞化が加速することも地元の住民は懸念されていると思っております。

そのために、駅舎の構造について住民との協議を求めるとい声もありますが、その点について西武も含めて協議ができるものなのかどうかということを確認しておきたいと思います。

西武鉄道との協議については、駅舎の構造以外にも高架下の利用について検討していくことを住民として求めていきたいという声もありますが、そういったものについて住民の意見が反映されるように取り組んでいただきたいと思いますが、その点を確認して終わります。

会長 鉄道立体担当課長。

鉄道立体担当課長 駅舎の部分のしつらえと言いますか、将来的なことですが、私どもが説明会を行った際に駅舎の部分はどうかというご意見をたくさんいただいていますので、当然そういった声は西武さんに伝えたいと思います。

同時に、条件として改札口の位置は変わらないと聞いていますので、恐らくホームの東側部分に改札ができますので、高架の場合でも地下を南北行き来できるようにということも区からちゃんとするようにとのお話を協議させていただいていますので、当然南北間が分断されることのないように区としても今後配慮していきたいと考えています。

それ以外の、駅舎ができて、いろいろな施設が入ってきますので、その部分の利用はかなり難しいと思いますが、その前後の部分で、区とかに貸しつけただけの部分でございますので、事業の完成が工事が始まって15年と申していますので、そのときに行政事業が今とは変わっていると思いますので、それに間に合う前からきちんと西武と協議していきたいと考えていますので、その辺もあわせて、今後地域のご意見を聞いて進めてまいりたいと思っていますので、その辺はきちんと配慮してまいります。

会長 ほかの委員の皆様、ご発言はございませんか。

ありがとうございます。それでは、本件の意見交換はここまでとさせていただきます。

以上で、本日の議題は全て終了でございます。事務局より連絡事項があるそうですので、お願いいたします。

管理課長、どうぞ。

管理課長 本日は、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

最後に、次回の都市計画審議会についてご連絡いたします。次回の都市計画審議会は11月12日火曜日午前10時を予定しております。よろしくお願ひい

たします。

会長

次回は11月12日午前10時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日子定の議事は全て終了いたしました。これで第188回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。ご審議ご苦労さまでした。

— 了 —